

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（骨子案）についての意見・情報の募集について

令和2年3月6日
農林水産省生産局

この度、「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（骨子案）」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案について、提出いただいた意見・情報を考慮した上、基本方針を策定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）第2条第1項に基づく「茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針」は、お茶の振興に関する法律（平成23年法律第21号）第2条第4項の規定により、お茶の需給事情、農業事情その他の事情の変動により必要があるときは、基本方針を変更するものとされています。

今般、農林水産省全体で食料・農業・農村基本計画の審議を行っているところであり、あらためて基本方針を策定する必要があることから、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）(<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

(2) 農林水産省生産局地域対策官において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100 - 8950 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 1

農林水産省 生産局 地域対策官 茶業復興推進班

(3) F A Xの場合

以下担当まで送付してください。

F A X 番号：03-3502 - 4133

農林水産省 生産局 地域対策官 茶業復興推進班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和2年3月6日～令和2年3月12日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

茶業及びお茶の文化の振興に関する基本方針（骨子案）